

平成 31 年 1 月 25 日

平成 31 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等

現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別添
のとおり地方公共団体に連絡しました。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：進財政企画官、高橋係長

代表：03-5253-5111 (内線 23314、23323)

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

事務連絡
平成31年1月25日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の平成31年度一般会計歳入歳出概算につきましては、平成30年12月21日に閣議決定され、平成31年1月18日にその変更について閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在平成31年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局
財政課財政計画係 高橋
電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、平成30年12月7日に「平成31年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月18日に「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月21日、平成31年度一般会計歳入歳出概算を閣議決定した。その後、平成31年1月18日、平成31年度一般会計歳入歳出概算の変更（別添資料第3）について閣議決定した。

1 平成31年度一般会計歳入歳出概算は、「平成31年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

- ① アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。
- ② 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- ③ また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- ④ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- ⑤ 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「基本方針2018」という。）に基づき、

一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- ⑥ 財政健全化に向けては、基本方針2018に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進することにより、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

(2) 予算編成についての考え方

- ① 平成31年度（2019年度）予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。あわせて、年末に向けて、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年度（2018年度）第2次補正予算を編成する。

- ② 2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、

2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講ずる。

- ③ 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成30年度（2018年度）第1次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成30年度（2018年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

- ④ 平成31年度（2019年度）予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ⑤ また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを2割以上削減するほか、公共調達改革、多様なPPP/PFIや地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。

- ⑥ 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、基本方針2018に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形にKPI（Key Performance Indicator）を見直すとともに、歳

出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等を見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

- 2 このような方針に基づいて編成された平成31年度一般会計歳入歳出概算の規模は、101兆4,571億円（前年度比3兆7,443億円、3.8%増）で、基礎的財政収支対象経費（臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの）は75兆9,209億円（前年度比1兆5,101億円、2.0%増）となっている。

財政投融资計画の規模は、13兆1,194億円（前年度比1兆3,437億円、9.3%減）となっている。

また、「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成31年度の国内総生産は566.1兆円程度、名目成長率は2.4%程度、実質成長率は1.3%程度となるものと見込まれている。

第2 地方財政対策

1 通常収支分

平成31年度においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し5,913億円、1.0%増の62兆7,072億円と、平成30年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

平成31年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれるとともに、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、4兆4,101

億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来24年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

平成31年度の地方財政対策においては、上記の財源不足額4兆4,101億円について、平成29年度に講じた平成31年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額は生じないこととなった。

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7,900億円

イ 地方交付税の増額 3,633億円

（ア）平成30年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めるところにより平成31年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ

2,633億円

（イ）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

1,000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 3兆2,568億円

なお、その他の留意点は以下のとおりである。

① 国の一般会計からの既往法定分等の加算額2,633億円の内訳は、地方交付税法附則第4条の2第2項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額のうち2,461億円及び平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための地方交付税総額への加算額172億円であること。

② 平成31年度における臨時財政対策債の発行額は、次のアからエまでに掲げる額の合算額の一部（3兆2,568億円）とすることとしていること。

ア 平成13年度以降に発行された既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 3兆5,047億円

イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 792億円

ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額	5, 000 億円
エ 地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項等に基づき平成 31 年度において 交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な 負担調整を行う観点から発行する額	2, 355 億円

(3) 地方交付税の総額

平成 31 年度の地方交付税の総額は 1 兆 1, 809 億円（前年度比 1, 724 億円、1. 1%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計	1 兆 5, 510 億円
ア 地方交付税の法定率分等	1 兆 2, 877 億円
（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	1 兆 5, 232 億円
（イ）国税減額補正精算分（平成 20、21、28 年度）	△ 2, 355 億円
イ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	2, 633 億円
② 特別会計	6, 299 億円
ア 地方法人税の法定率分	6, 876 億円
イ 交付税特別会計借入金償還額	△ 5, 000 億円
ウ 交付税特別会計借入金支払利子	△ 792 億円
エ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1, 000 億円
オ 平成 30 年度からの繰越金	4, 215 億円

(4) 重点課題対応分の拡充

地方財政計画の歳出に計上している「重点課題対応分」（平成 30 年度計上額 2, 500 億円）について、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等に係る経費 200 億円を新たに計上し、2, 700 億円計上することとしている。

(5) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地

域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、前年度同額の1兆円を計上することとしている。

(6) 地方財政の健全化

地方財政の健全化を図る観点から、以下の取組を行うこととしている。

- ① 財源不足については、大幅に縮小し4兆4,101億円（前年度比1兆7,681億円、28.6%減）となり、折半対象財源不足（前年度3,311億円）は解消すること。
- ② 臨時財政対策債の発行額については、大幅に抑制し3兆2,568億円（前年度比7,297億円、18.3%減）としていること。
- ③ 交付税特別会計借入金の償還については、平成29年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部1,000億円を増額し、5,000億円を償還することとしていること。

(7) 地方税制改正

平成31年度の地方税制改正においては、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講ずることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するための税制上の措置を講ずることとしている。

(8) 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、特別法人事業税（仮称）を創設し、その税収の全額を特別法人事業譲与税（仮称）として都道府県に対して平成32年度から譲与することとしており、その概要は以下のとおりである。また、都道府県の財政運営に支障が生じないよう、この措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする特例措置を創設することとし、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）の改正を行う予定である。

ア 特別法人事業税（仮称）

(ア) 消費税率10%段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（仮称）（国税）とする。

(イ) 特別法人事業税（仮称）の課税標準は法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）とする。

(ウ) 特別法人事業税（仮称）の賦課徴収は都道府県が行う。

(エ) 平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用する。

イ 特別法人事業譲与税（仮称）

(ア) 特別法人事業税（仮称）の税収は、都道府県に特別法人事業譲与税（仮称）として譲与する。

(イ) 譲与基準は、「人口」とし、不交付団体に譲与制限の仕組みを設ける。

なお、不交付団体に対しては、当初算出額の75%を控除した額（財源超過額を上限）を譲与する。

(ウ) 特別法人事業譲与税（仮称）は、平成32年度から譲与する。

(9) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成31年度地方財政計画ベース）は89兆5,900億円程度（前年度比2兆7,000億円程度、3.1%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は74兆1,200億円程度（前年度比2兆8,500億円程度、4.0%程度増）となる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は62兆7,072億円（前年度比5,913億円、1.0%増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額（交付団体ベース）は60兆6,772億円（前年度比4,013億円、0.7%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は10.5%程度（前年度10.6%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成31年度末

借入金残高（東日本大震災分を含む。）は193.7兆円程度（前年度末196.0兆円程度、前年度比2.2兆円程度減）となる見込みである。

2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成31年度地方財政計画ベース）は1兆1,000億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等を措置することとしている。

① 直轄・補助事業に係る地方負担分（公営企業債及び公営住宅建設事業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（第5の1(1)④において「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 地方単独事業分

ア 単独災害復旧事業に係る経費

イ 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等

③ 東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講ずる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア 「地方税法」（昭和25年法律第226号）等に基づく特例措置分

イ 条例減免分

ウ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）及び「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）（以下「復興特区法等」という。）に基づく特例措置分

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成31年度地方財政計画ベース）は、1,058億円となる見込みである。

第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成31年度の国内総生産の成長率は、名目2.4%程度、実質1.3%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。

特に、「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、以下の点にご留意いただきたい。

- (1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する業務については、業務改革モデルプロジェクトの成果を引き続き横展開することとし、平成31年度からは、AI・ロボティクス等を活用した標準的かつ効果的な業務プロセスを構築する自治体行政スマートプロジェクトを創設することとしている。また、窓口業務については、平成29年6月に「地方自治法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第54号）において「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）が改正されたことにより地方独立行政法人の業務に窓口関連業務が追加され、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の

事務の委託が可能となり平成30年4月1日に施行されている。さらに、標準委託仕様書等の全国展開に向けた取組を推進しており、これらの積極的な活用等により、窓口業務の民間委託の推進に努めること。

(2) 地方公共団体におけるクラウドの導入については、各地方公共団体で策定されたクラウド導入等に関する計画に沿って、クラウド導入等を着実に進めること。特に、同計画において自治体クラウドの導入を予定していない団体においては、計画を再検討し、自治体クラウドの導入に積極的に取り組んでいただきたい。また、各地方公共団体における情報システム経費については、引き続き公表することとしていること。

(3) マイナンバー制度については、平成32年度にマイナンバーカードが健康保険証として利用されることを念頭に置いたマイナンバーカードの一層の取得促進及び利活用の推進、子育てワンストップサービスをはじめとするマイナポータルの積極活用、情報連携の着実な実施、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入促進等並びに制度の周知・広報に積極的に取り組み、住民の利便性向上及び行政の業務効率化向上に努めること。

(4) トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成31年度においては、平成28年度に導入した16業務のうち2業務及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしていること。

なお、窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしていることから、平成31年度においては導入しないこととしていること。

また、地方財政計画においては、トップランナー方式に着目した減額は行わないこととしており、平成31年度においては、新たに110億円程度の影響額（基準財政需要額の減）が生じることが見込まれているが、これにつ

いては、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしていること。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成31年度においては、段階的な反映における3年目の見直しを実施することとしていること。

(6) 公営企業については、経営戦略の策定並びに事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

また、第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、関係を有するものについて経営健全化等に取り組むとともに、特に、財政的なリスクの高いものについては、各地方公共団体において策定する経営健全化のための方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むこと。

3 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）に留意の上、一般職の職員を対象として給与等の処遇へ反映するなど、人事評価を適切に活用すること。

その際、「能力及び実績に基づいた人事管理の徹底」について、公務員の定年の引上げに関する検討会の論点整理等において言及されていることにも留意すること。

(3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成30年11月6日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。

① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員又は民間の給与

水準を上回っている地方公共団体にあつては、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講ずること。特に、仮に民間給与が著しく高い地域であつたとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意すること。

- ② 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額を増加額の縮減措置を講じていない団体、平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない団体及び平成27年の給与制度の総合見直しにおける経過措置額を廃止していない団体については、必要な措置を講ずること。
- ③ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
- ④ 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
- ⑤ 扶養手当について、国においては平成29年度以降、段階的に配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるなどの見直しを行うこととされている。各地方公共団体においても国の見直しの趣旨を踏まえ、適切に対処すること。
- ⑥ 退職手当については、国においては平成30年1月1日から支給水準の引下げが行われている。地方公務員の退職手当についても、国に準じて必要な措置を講ずること。
- ⑦ 地方公務員法においては、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。これを踏まえ、特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せず一律に行うなどの不適正な運用がある場合には、速やかな是正を図ること。
- ⑧ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事

する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

(4) 給与及び定員の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(5) 地方公務員の臨時・非常勤職員については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）が平成32年4月1日から施行されることを踏まえ、会計年度任用職員の募集開始に先立ち、条例・規則等を確実に整備すること。

なお、会計年度任用職員制度の導入に伴うシステム改修に要する経費に対して地方交付税措置を講ずることとしていること。

(6) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、必要な取組を進めること。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して地方交付税措置を講ずることとしていること。

(7) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、積極的に事業の実施状況等の公表を行うこと。

(8) 災害発生時に迅速に応援職員を派遣するため、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費に対して地方交付税措置を講ずるとともに、職員の災害対応能力向上のため、資格取得・講習受講に要する経費に対して地方交付税措置を講ずることとしていること。

4 「人づくり革命」として、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進することとされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 施策を推進するための安定財源として、平成31年10月からの消費税率（国・地方）10%への引上げによる増収分のうち1.7兆円程度を、幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、

保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てることとされていること。

- (2) 幼児教育の無償化については、平成31年10月から実施される予定であり、通常国会に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が提出される予定であるが、平成31年度は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、同年度に要する経費の地方負担分（2,349億円）については、子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）により全額措置することとしていること。

なお、現行の子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の段階的無償化を含む就園奨励費に相当する給付に係る国と地方の負担割合についても、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることとされていること。

また、幼児教育の無償化の実施に当たって、平成31年度（初年度）及び平成32年度（2年目）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置することとされ、「子ども・子育て支援事業費補助金」（初年度分120億円）を都道府県及び市町村に交付することとされていること。なお、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（平成31年度から平成35年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずることとされていること。

- (3) 高等教育の無償化については、平成32年4月から実施される予定であり、通常国会に「大学等における修学の支援に関する法律案」が提出される予定であるが、都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専修学校の確認及び減免費用の交付に係る事務費について、制度開始の平成32年度までの2年間は全額国費による負担として措置することとされ、平成31年度は「高等教育負担軽減実施体制整備費補助金」（2.8億円（全額国費））を交付することとされていること。

- 5 平成31年度地方税制改正において、消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減すると

され、この措置による平成31年度の地方税の減収については、自動車税減収補填特例交付金（仮称）226億円及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）23億円により全額国費で補填することとしている。

- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）（以下「3か年緊急対策」という。）に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、地方財政計画の投資的経費（直轄・補助）に1兆1,500億円程度を計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その50%（通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余は単位費用により措置することとしている。

また、地方公共団体が、3か年緊急対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）に新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間については、3か年緊急対策と併せ、平成32年度までとしているので、ご留意いただきたい。

- 7 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の公共施設等の今後の在り方を十分に検討の上、平成32年度までに個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定するとともに、両計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

また、公共施設等総合管理計画について、「公共施設等総合管理計画の策

定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）等を踏まえ、平成32年度までに策定する個別施設計画等の内容を反映し、中長期のインフラ維持管理・更新費の見通し等を精緻化するとともに、適正管理に取り組むことによる効果額を示した上で、平成33年度までに見直し、充実を図っていただきたい。個別施設計画の策定及び公共施設等総合管理計画の見直し、充実にあたっては、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの確立など推進体制の充実を図っていただきたい。

これに関し、現行の「公共施設等適正管理推進事業費」について、平成31年度は4,800億円（前年度同額）を計上した上で、長寿命化事業の対象を拡充し、橋梁、都市公園施設等を追加することとしている。

また、平成32年度までを事業期間としている市町村役場機能緊急保全事業については、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしている。

8 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、平成31年度は5,000億円（前年度同額）を計上している。

9 地方財政計画の歳出に計上している「重点課題対応分」（平成30年度計上額2,500億円）について、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等に係る経費200億円を新たに計上し、2,700億円計上することとし、次の経費について地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 自治体情報システム構造改革推進事業

① 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備、データ移行作業等に係る経費。

② 住民情報の流出防止の徹底やL G W A N接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策、自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費。

③ マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び情報連携に必要となる中間サーバー・団体内統合宛名システム

の運用に係る経費。

④ 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの運用に係る経費。

⑤ デジタル化した消防救急無線のシステム運用に係る経費。

(2) 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進

地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織の設立や運営に係る経費。

また、高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等の地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組に係る経費。

(3) 森林吸収源対策等の推進

森林整備に必要な基礎情報を記載した林地台帳の運用、森林の所有者の確定・境界の明確化、林業の担い手対策等の森林整備の実施に必要な地域の主体的な取組に係る経費。

(4) 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等

森林環境譲与税（仮称）を財源として、市町村が実施する間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する経費並びに森林整備等を実施する市町村への都道府県の支援等に関する経費。

10 平成31年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（7,544億円）について地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

① 子ども・子育て支援新制度において、平成27年度から実施している教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上については、引き続き実施すること。（3,541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

② 児童養護施設等の受入児童数の拡大等の社会的養護の充実を図ること。（237億円）

(2) 医療・介護

- ① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分345億円、介護分275億円）
- ② 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進などの地域支援事業の充実・強化を図ること。（267億円）
- ③ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、市町村民税非課税世帯全体を対象に、完全実施すること。（450億円）

11 平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、交付上限額の見直し等制度の改善が図られている。また、UIJターンによる起業や中小企業等での就業を円滑に実現するための移住支援等が追加され、当該事業に係る地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

12 産学金官（産業界、大学等、地域金融機関、地方公共団体）の連携により、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」については、融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上となる場合の交付金の上限額を引き上げるなど制度の改善を図ることとしている。

また、地方公共団体の三大都市圏に所在する民間企業等の社員受入れを支援する「地域おこし企業人交流プログラム」に係る特別交付税措置については、企業人の受入れに要する経費の上限額を引き上げることとしている。あわせて、「地域おこし協力隊」については「おためし地域おこし協力隊」に要する経費について、「子ども農山漁村交流プロジェクト」については中学校の取組等について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。また、地域内外の人材と企業のマッチングを目的とする戦略の策定・戦略に基づく取組を支援する「地域企業人材支援事業」に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

集落を支える地域運営組織の運営体制強化を図るため、地域運営組織による生活サービス関連事業の起業等の支援に要する経費について新たに特別交付税

措置を講ずることとしている。

- 13 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講ずることとしている。
- 14 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して、地方財政措置を講ずることとしている。
- 15 地方版総合戦略に基づき、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金造成を行う場合及び地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組を行う場合に、これらに要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの財政措置を活用し、精力的に取り組んでいただきたい。特に公立大学は、地方公共団体が設置する大学として、率先して地域課題の解決に取り組む役割が期待されており、その活性化に積極的に取り組んでいただきたい。

- 16 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

- (1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。
- (2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金については、将来負担比率に算入されており、各地方公共団体においては、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対し説明責任を適切に果たされたいこと。

また、第三セクター等が経営破綻した場合に財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、必要な見直しを行うこと。なかでも、出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ること。

- (3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。
- (4) 公営企業については、経営戦略の策定並びに事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて経営基盤の強化等に取り組むことにより、効率化・経営健全化を推進すること。
- (5) 第三セクター及び地方公社については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、各地方公共団体において、関係を有するものについて経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ平成30年度中に策定・公表することとされている経営健全化のための方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むこと。
- 17 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。
- (1) 地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等について、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。なお、基金の積立状況等について、財政状況資料集において「見える化」を図ることとしていること。
- (2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。
- あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定

上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月23日）に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

- 18 地方公会計については、統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳を適切に更新し、分かりやすく開示するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に積極的に活用していただきたい。そのため、総務省において開催している「地方公会計の推進に関する研究会」における検討の内容を踏まえ、財務書類等の情報を基に施設別、事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法や事例等を周知するとともに、財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成等に要する一定の経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 19 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。
- 20 一般行政経費（単独）に係る決算情報については、総務省において開催している「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」における検討等を踏まえ、全国の状況についてより詳細な把握・分析を進めているところであり、今後、地方財政状況調査（決算統計）の調査内容の充実を図る予定であるので、ご留意いただきたい。
- 21 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等に基づき、適正な予定価格の設定、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期等の平準化など発注関係

事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）の成立等を踏まえ「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が改訂（平成30年7月2日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）されたことから、本ガイドラインの内容等を十分にご理解いただき、適正な工期設定や下請契約、施工時期等の平準化、必要経費へのしわ寄せ防止の徹底（法定福利費や安全衛生経費など）等について、取組の強化にご留意いただきたい。

また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）において、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定）を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

22 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、歳出改革の重点分野である社会保障の中でも重要な取組であることから、「医療法」（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業（支援）計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地域医療構想の実現に向けて、介護療養病床等については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により新たな介護保険施設として新設された介護医療院及び在宅医療等への転換を推進することとされていること。

(2) 重症化予防並びに介護の自立支援及び重度化防止の取組等について、国において、地方公共団体による取組の好事例の全国展開を推進することとされていること。

23 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、新制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 平成31年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円（全額国費）が確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,436億円）について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

ア 保険料軽減制度（4,423億円（都道府県3/4、市町村1/4））

イ 保険者支援制度（2,594億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

ウ 高額医療費負担金（3,723億円（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2））

エ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

(2) 予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（912億円（全額国費））を交付することとされていること。

また、普通調整交付金について、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直

しを検討することとされていること。

- (3) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて取り組むこと。

24 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしている。

- (1) 保険料軽減制度（2, 989億円（都道府県3／4、市町村1／4））
(2) 高額医療費負担金（3, 106億円（国1／4、都道府県1／4、広域連合1／2））
(3) 財政安定化基金（193億円（国1／3、都道府県1／3、広域連合1／3））

また、保険料軽減特例措置については、「今後の社会保障改革の実施について」により、被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割（現行5割軽減）について、平成31年4月に軽減特例措置を廃止することとされていること。

なお、健康寿命の延伸等を目的とした保健事業と介護予防の一体的な実施については、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議報告書」（平成30年12月3日高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議）において、市町村が実施することとする場合の実施体制等が示されており、これを踏まえた「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出される予定であること。

25 介護保険制度における自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブについては、これらの取組に係る客観的な評価指標による「保険者機能強化推進交付金」（200億円（全額国費））を交付することとされている。また、第8期の介護保険事業（支援）計画期間における調整交付金の活用方策について、第7期の介護保険事業（支援）計画期間中に検討し、結論を得ることとされている。

- 26 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、風しんに関する追加的対策として、抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種を実施することとされており、その所要額について地方交付税措置を講ずることとしている。
- 27 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所等の地方交付税措置について、道府県の標準団体で児童福祉司16名及び児童心理司4名、市町村の標準団体で2名を増員することとしている。
- 28 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり支援措置を講ずることとしている。
- (1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、報酬・出動手当、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対し市町村が行う助成に要する経費について、地方財政措置を講ずることとしていること。
- 特に、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るために市町村が実施する消防団の活動用資機材の整備に係る「消防団救助能力向上資機材緊急整備事業」の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしていること。
- また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。
- これらの財政措置を活用し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び「消防団の確保等に向けた重点取組事項について」（平成30年1月19日付け消防庁長官通知）を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬・出動手当の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化に積極的に取り組んでいただきたいこと。
- (2) 都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要経費及び都道府

県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 複数の消防本部が共同で策定した計画に基づき、当該複数の消防本部が共同で実施する高機能消防指令センターの整備・改修に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(4) 災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、災害時に災害対策の拠点となる庁舎や指定避難所をはじめとした公共施設等の耐震化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とすることとしており、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費についても対象としていること。

また、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費等について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(5) 避難所の環境整備や被害情報等の一元的な把握を図るため、指定避難所における空調設備及びW i - F i 等、被災者関連機能等を有する防災情報システム並びに災害時オペレーションシステムの整備に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

(6) 住民への防災情報の伝達手段の強化を図るため、防災行政無線の機能強化に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象とするとともに、戸別受信機等の有償貸与による配備及び携帯電話網等を活用した情報伝達手段の整備に要する経費について、平成30年7月豪雨等を踏まえ、地方財政措置を講ずることとしていること。

(7) 地震や水害等の重大な自然災害が発生した際に、住民に緊急情報を迅速かつ確実に提供するため、J - アラートに係る情報伝達手段の多重化に要する経費について、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしていること。

また、J - アラートの受信機等関係機器の保守及び点検に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(8) 南海トラフ地震等の大規模災害に備えた機能強化を図るため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）第50条の規定により市町村が無償で使用している国有の消防用車両及び資機材の維持管理に要する経費につ

いて、地方交付税措置を講ずることとしていること。

- (9) 相次ぐ消防防災ヘリコプターの墜落事故の教訓及び消防防災ヘリコプター操縦士の今後の大量退職を踏まえ、道県が運航する消防防災ヘリコプターの運航の安全確保のための2人操縦体制の導入に係る経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

また、消防本部が行う操縦士のOJT及び自主養成に要する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。

- (10) 増加する外国人傷病者に対応するための多言語音声翻訳アプリの利用、医療機関の受入可否情報の閲覧、搬送実績や傷病者に係る情報の入力・閲覧等ができるよう、タブレット型情報通信端末等の救急自動車への配備に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

- 29 沖縄振興一括交付金を補完するものとして、「沖縄振興特定事業推進費」（30億円）を創設することとされており、当該事業の地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

- 30 「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づく被災者生活再建支援法人に対する拠出のための経費については、その全額に地方債を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式により80%を基準財政需要額に算入することとしている。

- 31 5G・IoT時代に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その事業費の一部を補助する「高度無線環境整備推進事業」の地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

- 32 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、平成30年度補正予算（第2号）で創設することとされている「外国人受入環境整備交付金（仮称）」については、交付金創設に伴い平成31年度予算で新たに国庫補助対象となる「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」の運営に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしている。

また、外国人の相談ニーズに適切に対応するための行政・生活情報の多言語

化に要する経費や地域における多文化共生施策を推進するための「多文化共生アドバイザー制度」等の活用に必要な経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 33 団体営土地改良事業については、都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を定める指針を農林水産省が策定することを踏まえ、団体営土地改良事業に係る地方負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

「農地耕作条件改善事業」「農業水路等長寿命化・防災減災事業」を活用して実施する国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る市町村負担について、地方財政措置を講ずることとしている。

- 34 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に必要な経費について、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしている。

- 35 通常国会に提出される予定である「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」に基づき、地域における小規模事業者支援を推進するため、地方公共団体等が行う事業継続力強化支援計画及び経営発達支援計画の策定等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

- 36 通常国会に提出される予定である「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案」に基づき、「奄美群島振興交付金」を引き続き交付できることとされているが、当該交付金の対象事業に追加される「特定重点配分対象事業（仮称）」等の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 37 インフラ施設の適正管理等を推進するため、施設の点検の効率化・充実に資するICTデータベースシステム及びドローンの導入に必要な経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 38 民間事業者等のブロック塀等で、地方公共団体が定める避難路等の沿道にあるものの耐震診断等の実施に必要な経費のうち、防災・安全交付金等による

住宅・建築物安全ストック形成事業等に係る地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしている。

- 39 市町村合併、地域情報化推進事業、地方への移住・交流の推進、中小企業金融対策、消費者行政費、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、肝炎対策、がん検診、地域医療提供体制の確保（休日等における地域医療提供体制の確保を含む。）、教育教材の整備、学校図書館の図書整備、教育情報化の推進、地域の人材力活性化、ラグビーワールドカップ2019、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会等については、引き続き、地方財政措置を講ずることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) ラグビーワールドカップ2019に向け、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体が行う、公認キャンプの受入や住民と選手との交流等に要する経費及び開催自治体が大会運営等に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。また、開催自治体又は公認キャンプ候補地自治体であって、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、ラグビーワールドカップ2019の試合や公認キャンプで活用する既存のスポーツ施設を国際基準に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、同大会の競技会場が所在し、かつ、公共施設等総合管理計画を策定している地方公共団体が、同大会の競技に活用する既存のスポーツ施設を、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が求める要件に適合させるために必要不可欠な改修事業について、地域活性化事業債の対象とすることとしていること。

(3) 都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業等やドクターヘリ導入促進事業、へき地巡回診療航空機運営事業及びへき地患者輸送航空機運行支援事業の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

- 40 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、地方財政法及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されている

ところであるが、平成31年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

- 41 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、その経営については、一部に改善の動きは見られるものの、依然として厳しい状況にある。

各施行団体にあっては、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り方に関する検討についてご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしている。

- 42 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」（平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定）において、実効性のある優先的検討の推進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたい。

- 43 東日本大震災の被災団体等が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策については、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業」（平成28年度～平成32年度）に該当する経費に対して、次のとおり措置を講ずることとしている。

- (1) 東日本大震災の被災団体等の職員及び東日本大震災の被災団体等に現に派遣されている職員に係る経費について、震災復興特別交付税を措置することとしていること。
- (2) 東日本大震災の被災団体等に派遣され、当該派遣が終了し所属団体の職務

に復帰した職員に係る経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

44 復興特区法等に基づき、平成31年度以降に施設等を新設又は増設した者に対し地方税の課税免除等を行う場合において、これに伴う減収額に対する震災復興特別交付税による補填については、雇用等被害地域（「東日本大震災復興特別区域法」第2条に規定する東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域）を含む市町村にあっては、平成31年度税制改正において当該施設の新設等に係る国税の税額控除率等の引下げを行わないこととされたことを踏まえ、減収額の全額を補填の対象とすることとしている。

45 地方消費税の清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新し、平成31年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしている。

なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」、「産業用機械器具賃貸業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」、「広告業」、「商業写真業」、「その他の技術サービス業」、「産業廃棄物処理業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「労働者派遣業」、「ビルメンテナンス業」及び「他に分類されない事業サービス業」の欄の額を除外することとしている。

46 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。

(1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。

また、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。

なお、平成31年10月から平成32年3月までの間においては、引上げ後の経過措置として、地方消費税収のうち、引上げ分の割合が17分の7、従来分の割合が17分の10とされていること。

(2) 地方消費税率の引上げに関する広報

消費税率（国・地方）の引上げ等については、社会保障と税の一体改革の意義、地方税財源の充実・確保の観点からの必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応などについて、課税主体等である地方公共団体として、主体的かつ積極的に、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

(3) 消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応

消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応については、「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁）が示されるとともに、平成30年12月27日付けで「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）が改正されているところであり、各地方公共団体においても、消費税率（国・地方）の引上げに伴う影響額の歳出予算への適切な計上にご留意いただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組みたい。また、歳入面においても、地方公共団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講ずるようご留意いただきたい。

なお、詳細については、別途通知することとしている。

また、国においては、消費税率（国・地方）の引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講ずることとされているところであり、各地方公共団体において、自らが事業の実施主体となる場合には、その円滑な実施を図るようご留意いただきたい。

なお、臨時・特別の措置の一つとして、消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討することとしている。事業の実施に向けて、平成31年度においては、積極的な事業の広報、マイキーIDの作成に対する支援や、自治体ポイントが利用できる店舗の募集など、必要な環境整備を促進することとしているので、各地方公共団体においては、事業への積極的な参加を検討していただきたい。なお、詳細については、別途通知することとしているので、ご留意いただきたい。

- 47 平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方公共団体においては、「消費税の軽減税率制度の広報・周知等について（依頼）」（平成30年2月19日付け総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長通知）、「消費税軽減税率制度の広報・周知等について」（平成30年2月19日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）、「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」（平成31年1月24日付け総務省自治税務局事務連絡）及び、後日、発出予定の通知に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、事業者としての立場からの軽減税率制度への対応、各種事業者団体等による説明会の開催支援、広報・周知、事業者等からの相談への対応など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたい。

また、「平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」等において各都道府県税務担当部局に依頼しているが、平成31年4月を目途に、管内市区町村を含め、税務担当部局、商工担当部局、公営企業担当部局及び財政担当部局等の職員に対して、軽減税率制度の概要、管内事業者へ周知すべき内容、地方公共団体が事業者として必要な対応等について理解を深めるため、国税庁及び中小企業庁の協力を得ながら、軽減税率制度等に係る研修会が開催される予定であるため、各地方公共団体においては、当

該研修会に積極的に職員を派遣していただきたい。

なお、自治税務局において、事業者に対する軽減税率制度への準備の啓発や各種支援策の紹介を目的としたチラシを作成し、平成31年6月を目途に都道府県及び市区町村の税務担当部局に配布する予定であるため、税務担当部局と適宜連携の上、公営企業部局及び普通会計経理担当部局並びに貴都道府県内市区町村及び一部事務組合等に対する周知等に当たっても、適宜活用していただきたい。

第4 通常収支分の歳入歳出

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成31年度の地方税制改正に伴う平成31年度の地方税の影響額として98億円の減収、地方譲与税の影響額として329億円の増収、地方税と地方譲与税をあわせて231億円の増収を見込んでいること。
- ② 平成31年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し7,339億円、1.9%増の40兆1,633億円（道府県税にあっては1.6%の増、市町村税にあっては2.1%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割0.3%の増、法人税割2.8%の増、法人事業税2.1%の増、地方消費税3.3%の増、市町村民税のうち所得割3.0%の増、法人税割2.3%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.4%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

なお、地方消費税収については、平成31年10月1日以降は、引上げ後の地方消費税率が適用されることとなるが、地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、税率引上げによって生じる増収分の見込みに当たっては、この点にご留意いただ

きたい。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆7,123億円（前年度比1,369億円、5.3%増）である。その内訳は、地方揮発油譲与税2,472億円（同42億円、1.7%減）、石油ガス譲与税72億円（同8億円、10.0%減）、航空機燃料譲与税149億円（前年度同額）、自動車重量譲与税2,742億円（前年度比67億円、2.5%増）、特別とん譲与税137億円（同12億円、9.6%増）及び地方法人特別譲与税2兆1,351億円（同1,140億円、5.6%増）となっており、また、森林環境譲与税（仮称）200億円を新たに計上している。

なお、平成31年度税制改正により創設することとされた特別法人事業譲与税（仮称）については、平成32年度から譲与することとしている。

(3) 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、4,340億円（前年度比2,796億円、181.1%増）であり、その内訳は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する個人住民税減収補填特例交付金（仮称）1,742億円（前年度比198億円、12.8%増）、環境性

能割の臨時的軽減による減収を補填するため新たに計上する自動車税減収補填特例交付金（仮称） 2 2 6 億円及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称） 2 3 億円並びに平成 3 1 年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分を全額措置するため創設する子ども・子育て支援臨時交付金（仮称） 2, 3 4 9 億円である。

(4) 地方交付税

平成 3 1 年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の 3 3. 1 %相当額、酒税の 5 0 %相当額並びに消費税の 2 0. 8 %相当額の合計額 1 5 兆 2, 8 7 7 億円（平成 2 0 年度、平成 2 1 年度及び平成 2 8 年度補正予算に係る精算額 2, 3 5 5 億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額 2, 6 3 3 億円（既往法定分等）を加えた 1 5 兆 5, 5 1 0 億円であり、前年度当初予算に比し 1, 9 0 4 億円、1. 2 %の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額 6, 8 7 6 億円、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 1, 0 0 0 億円及び前年度からの繰越金 4, 2 1 5 億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額 5, 0 0 0 億円及び支払利子額 7 9 2 億円を減額した 1 6 兆 1, 8 0 9 億円であり、前年度当初予算に比し 1, 7 2 4 億円、1. 1 %の増となっている（別添資料第 6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

① 普通交付税

ア 基準財政需要額

（ア）「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4, 0 0 0 億円程度、うち 1 0 0 億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6, 0 0 0 億円程度）において措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、

平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成31年度は「取組の必要度」に応じて4,000億円程度（道府県分1,330億円程度、市町村分2,670億円程度）、「取組の成果」に応じて2,000億円程度（道府県分670億円程度、市町村分1,330億円程度）を算定することとしていること。

また、「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成31年度は「行革努力分」として2,000億円程度（道府県分500億円程度、市町村分1,500億円程度）、「地域経済活性化分」として1,900億円程度（道府県分475億円程度、市町村分1,425億円程度）を算定することとしていること。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(イ) 消費税・地方消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分及び人づくり革命分の地方負担額について、100%算入することとしていること。

ただし、人づくり革命分のうち幼児教育の無償化については、初年度に要する経費の地方負担分を子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）により全額措置することとしており、基準財政需要額には算入しないこととしていること。

また、無償化が開始する平成31年10月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき基準財政需要額に算入することとしていること。

(ウ) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、190億円程度を算定することとしていること。

(エ) 平成30年度補正予算(第1号)において「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が計上されたことを踏まえ、公立小中学校等の冷房設備に係る光熱水費として69億円程度を算定することとしていること。

(オ) 地方財政計画の「重点課題対応分」に計上された森林環境譲与税(仮称)を財源として実施する森林整備等の経費に対応し、200億円程度を算定することとしていること。

(カ) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成29年度又は平成30年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしていること。

(キ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ 基準財政収入額

(ア) 平成31年度においては、消費税率の引上げにあわせ、自動車取得税(交付金含む)が廃止され、自動車税環境性能割(交付金含む)及び軽自動車税環境性能割が創設されるとともに、車体課税の見直しにより都道府県の自動車重量譲与税が創設されるほか森林環境譲与税(仮称)が創設されることに対応して、基準財政収入額を算定することとなること。

(イ) 地方消費税率の引上げによる増収は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていること、また、地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、当面100%算入することとしていること。

(ウ) 自動車税減収補填特例交付金(仮称)及び軽自動車税減収補填特例交付金(仮称)について、その75%を算入することとしていること。なお、子ども・子育て支援臨時交付金(仮称)については、基準財政収入額に算入しないこととしていること。

(エ) 一般的に、道府県分にあつては地方消費税及び道府県民税所得割の増が見込まれ、市町村分にあつては固定資産税及び市町村民税所得割の増、地方消費税交付金の減が見込まれること。

(オ) 基準財政収入額の見積りに当たっては、車体課税の大幅見直し等地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、地方消費税交付金については、清算基準に用いる統計数値の更新に対応し、平成31年度に限り、当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とすることとしていること。

(カ) 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には、減収補填債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(キ) 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講ずる前で比較した場合、平成30年度に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分±0.0%程度、市町村分±0.0%程度、包括算定経費にあつては、道府県分3.5%程度の減、市町村分3.5%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 平成31年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成30年度当初予算に比し1.1%の増となっているが、平成30年度補正予算（第2号）による増額後との比較では5.8%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成30年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目、震災復興特別交付税及び過疎対策事業債との二重計上がないか等について十分点検いただくほか、このような二重計上等がないよう特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、幼児教育の無償化を含む社会保障関係費の増加や3か年緊急対策に基づく事業費の計上等により、地方財政計画上7.8%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成31年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もっていただきたい。

(6) 地方債

平成30年12月21日に公表した平成31年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が3か年緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は12兆56億円（前年度比3,600億円、3.1%増）を見

込んでいる。

このうち、普通会計分は9兆4,282億円（同2,096億円、2.3%増）、公営企業会計等分は2兆5,774億円（同1,504億円、6.2%増）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 3か年緊急対策に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債6,084億円を見込んでいること。
- ② 地方公共団体が、3か年緊急対策に基づく事業と連携しつつ、単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債を創設することとし、3,000億円を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債については、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ④ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債において、長寿命化事業の対象を拡充することとし、4,320億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑤ 過疎対策事業債については、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため充実することとし、4,700億円（前年度比100億円、2.2%増）を見込んでいること。

辺地対策事業債については、辺地に係る公共施設の整備を推進するため510億円（同25億円、5.2%増）を見込んでいること。

- ⑥ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、市町村（指定都市を除く。）の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。

また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。

- ⑦ 財政融資資金については、学校教育施設等整備事業（幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設）における償還期間を25年以内（うち据置3年以内）に、一般廃棄物処理事業における償還期間を20年以内（うち

据置3年以内)に延長することとしていること。

- ⑧ 地方公共団体金融機構資金については、学校教育施設等整備事業(幼稚園その他の学校施設等)及び社会福祉施設整備事業における償還期間を25年以内(うち据置期間3年以内)に、一般廃棄物処理事業における償還期間を20年以内(うち据置3年以内)に延長することとしていること。

また、過疎対策事業(診療施設)に同資金を配分することとし、その償還期間は原則として公営企業債の病院事業と同様とすることとしていること。

- ⑨ 地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入の推進については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第60号)に基づき、平成30年度から平成35年度までの間、当該事業に貸付けられた旧資金運用部資金及び旧公営企業金融公庫資金の一部について、補償金免除繰上償還を行うこととされていること。

なお、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還の財源については、総額15億円の範囲内において、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとしていること。

- ⑩ 満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1(3.3%)として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることを踏まえ、計画的な積立てを行われないこと。

- ⑪ 既存施設の補修・改修に係る事業であって、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

また、施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることができること。

ること。

(7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆6,083億円（前年度比8億円、0.0%減）になるものと見込んでいる。

2 歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、1,919人の増としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う2,507人の減員に対して、1,456人の改善増を見込むことにより、全体として1,051人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、2,955人の減員を見込んでいること。

イ 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員）については、地方財政計画上、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童福祉司等の増員（2,311人）を含め、5,425人の増員としていること。

ウ 警察官については、地方財政計画上、成田国際空港警備隊の再編成に伴い、500人の減員を行うこととしていること。

エ 消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況等を勘案し、1,000人の増員としていること。

② 地方財政計画上の退職手当については、前年度に比し1.3%減の1兆5,622億円計上することとしていること。

③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加等を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出356億円を減じ、1兆1,804億円（前年度比1,190億円、0.8%増）を計上することとしていること。上記356億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,423億円、都道府県繰入金6,436億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,989億円を合算した1兆4,848億円（前年度比204億円、1.4%減）を計上することとしていること。
- ③ 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしていること。
また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとしていること。
なお、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、特別交付税措置を講ずることとしていること。
- ④ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成31年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 国の公共事業関係費は3か年緊急対策に基づく臨時・特別の措置（8,503億円）を含め、全体で前年度比15.6%増とされたところであるが、地方財政計画においては、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、3か年緊急対策に基づくもの（1兆1,500億円程度）を含め、全体で前年度比約18.9%増の6兆9,100億円程度を計上することとしていること。また、このうち直轄事業負担金については、6,400億円程度（前年度比約13.5%増）、補助事業費については、6兆2,700億円程度（前年度比約19.5%増）となる見込みであること。

② 地方単独事業費については、3か年緊急対策に基づく事業と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとしていること。これを含め、全体で前年度に比し5.2%増の6兆1,076億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計画上前年度に比し2.4%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画上前年度に比し3.2%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、地方公営企業法等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

第5 東日本大震災分の歳入歳出

1 復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

ア 復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置する震災復興特別交付税については、4,049億円（平成30年度震災復興特別交付税に係る年度調整分799億円を含む。）を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（平成27年9月7日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、震災復興特別交付税の精算が適切になされているか十分点検いただくとともに、算定対象とならない経費や過去に計上した経費を含めて基礎数値を回答することがないよう、震災復興特別交付税の担当者だけでなく、事業の担当者等も回答内容を確認するなど適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として90億円計上することとしている。

③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費6,800億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

平成31年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額に充てるための地方債を含め総額28億円を見込んでおり、その全額について公的資金を

確保することとしている。

このうち、普通会計分は12億円、公営企業会計等分は16億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費1兆円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、497億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（162億円）

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費等（335億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分118億円、条例減免分44億円、復興特区法等に基づく特例措置分194億円を合算した356億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出356億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補填されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものである。

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額として745億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として312億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を1,058

億円計上することとしている。

第6 地方公営企業

1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業におかれては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 各公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略を遅くとも平成32年度までに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、ストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映すること。なお、これらについて、平成30年度中に別途通知することとしているので、ご留意されたいこと。

経営戦略の策定に要する経費については、平成32年度までを期限として特別交付税措置を講ずることとしていること。当該措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講ずることとしていること。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としていること。

(2) 各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、現在行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について十分検証を行った上で、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革を推進すること。その検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、先進・優良事例集を更新することとしているので、積極的に活用されたいこと。

- (3) 抜本的な改革の推進に当たり、水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法の導入や民間委託の拡充など更なる民間活用を推進されたいこと。特に、水道事業の広域化については、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を踏まえ、各都道府県において平成34年度までに「水道広域化推進プラン」を策定すること。また、下水道事業の広域化等については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知）を踏まえ、各都道府県において平成34年度までに「広域化・共同化計画」を策定すること。
- (4) 病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組むこと。
- (5) 「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人以上の地方公共団体において平成31年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口3万人未満の地方公共団体においても平成35年度までに公営企業会計に移行するなど、一層の取組を推進されたいこと。なお、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。また、公営企業会計の適用に伴い、資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずることとしていること。

(6) 経営戦略の策定、抜本的な改革、公営企業会計の適用等の推進に当たっては、必要に応じ、公営企業の経営に精通した専門人材を活用されたいこと。当該専門人材の活用に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方債計画においては、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要の地方債資金の確保を図ることとしていること。

(2) 水道事業については、経営統合に加え、施設の共同設置・共同利用等、複数の市町村が実施する多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施する事業を対象に追加するなど、広域化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充することとしていること。また、上水道事業の高料金対策に係る地方交付税措置について、経営統合後の激変緩和措置を講ずることとしていること。なお、都道府県が「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、水道管路に係る着実な更新投資と災害対策を推進するため、水道管路耐震化事業について、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、経営条件の厳しい一定の団体に対して当該措置を拡充することとしていること。

(3) 下水道事業については、広域化・共同化を推進するため、市町村内で実施する事業や、接続管渠の整備等に要する経費を対象に追加するなど、広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充することとしていること。なお、高資本費対策に係る地方交付税措置について、事業統合後の激変緩和措置を講ずることとしていること。

また、都道府県が「広域化・共同化計画」の策定に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 病院事業については、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講ずるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講ずることとしていること。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院へ医師を派遣する地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）における当該医師の確保に要する経費について、地方公共団体が行う補助等に対して特別交付税措置を講ずるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

（注釈）この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

ア. 「地方交付税措置」・・・次のいずれかの措置（ウ. に該当するものを除く）

①普通交付税措置

②普通交付税措置及び特別交付税措置

イ. 「特別交付税措置」・・・特別交付税措置（ウ. に該当するものを除く）

ウ. 「地方財政措置」・・・地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、ア. 又はイ. の措置が講じられる場合を含む）

エ. 「第三セクター等」・・・第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体

平成 31 年度予算編成の基本方針

平成 30 年 12 月 7 日
閣 議 決 定

1. 基本的考え方

- ① アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。
- ② 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。
- ③ また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- ④ 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- ⑤ 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率

を引き上げるため、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本方針 2018」という。）に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率 1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- ⑥ 財政健全化に向けては、基本方針 2018 に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推進することにより、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指す。同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

2. 予算編成についての考え方

- ① 平成 31 年度(2019 年度) 予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進

や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。あわせて、年末に向けて、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年度（2018年度）第2次補正予算を編成する。

② 2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講ずる。

③ 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成30年度（2018年度）第1次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成30年度（2018年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

④ 平成31年度（2019年度）予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、

引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。
地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

⑤ また、P D C Aサイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（E B P M、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを2割以上削減するほか、公共調達改革、多様なP P P / P F Iや地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。

⑥ 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、基本方針2018に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形にK P I（Key Performance Indicator）を見直すとともに、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等が見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成30年12月18日
閣議了解〕

1. 平成30年度の経済動向及び平成31年度の経済見通し

(1) 平成30年度及び平成31年度の主要経済指標

	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績見込み)	平成31年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成29年度		平成30年度		平成31年度	
				兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	547.4	552.5	566.1	2.0	1.9	0.9	0.9	2.4	1.3
民間最終消費支出	303.2	306.6	313.4	1.4	1.0	1.1	0.7	2.2	1.2
民間住宅	17.2	16.7	17.3	1.1	▲0.7	▲2.8	▲4.2	3.3	1.3
民間企業設備	86.2	90.2	93.1	5.4	4.6	4.7	3.6	3.2	2.7
民間在庫変動 ()内は寄与度	0.7	1.0	0.9	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(▲0.0)	(▲0.0)
財貨・サービスの輸出	98.2	102.5	107.4	10.5	6.4	4.4	2.7	4.8	3.0
(控除)財貨・サービスの輸入	93.3	100.7	104.7	11.7	4.1	7.9	2.8	4.0	3.3
内需寄与度				2.1	1.4	1.5	0.9	2.3	1.4
民間寄与度				1.7	1.3	1.3	0.9	1.8	1.1
公需寄与度				0.4	0.1	0.2	0.0	0.5	0.2
外需寄与度				▲0.1	0.4	▲0.6	0.0	0.2	▲0.0
国民総所得	567.3	573.3	587.8	2.2	1.6	1.1	0.5	2.5	1.6
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,750	6,831	6,871	1.0		1.2		0.6	
就業者数	6,566	6,665	6,711	1.4		1.5		0.7	
雇用者数	5,848	5,950	6,006	1.5		1.7		0.9	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.7	2.4	2.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	2.9	1.4	2.4						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.7	2.7	2.0						
消費者物価指数・変化率	0.7	1.0	1.1						
GDPデフレーター・変化率	0.1	0.0	1.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	4.1	1.0	2.0						
貿易収支	4.6	1.5	1.0						
輸出	78.3	83.0	86.4	10.6		6.0		4.1	
輸入	73.7	81.5	85.4	13.4		10.6		4.8	
経常収支	21.8	20.4	22.3						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.0	3.7	3.9						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 2019年10月に予定されている消費税率引上げの平成31年度の物価上昇率への影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率引上げに伴い実施される幼児教育無償化の影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では▲0.3%ポイント程度と見込まれる。

(2) 平成 30 年度の経済動向

平成 30 年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、本年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成 30 年度第 1 次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成 30 年度第 2 次補正予算を編成する。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成 30 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 0.9%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.0%程度の上昇と見込まれる。

(3) 平成 31 年度の経済見通し

平成 31 年度については、同年 10 月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講ずるなど、後段で示す「2. 平成 31 年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成 31 年度の実質 GDP 成長率は 1.3%程度、名目 GDP 成長率は 2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

①実質国内総生産（実質GDP）

（i）民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善が進む中、消費税率引上げに伴う対応の効果もあって、増加する（対前年度比1.2%程度の増）。

（ii）民間住宅投資

緩和的な金融環境の下、消費税率引上げに伴う対応の効果もあって、増加する（対前年度比1.3%程度の増）。

（iii）民間企業設備投資

堅調な企業収益の下、人手不足への対応等もあって、引き続き増加する（対前年度比2.7%程度の増）。

（iv）公需

社会保障関係費や、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に伴う公共事業関係費の増加等により、増加する（実質経済成長率に対する公需の寄与度0.2%程度）。

（v）外需（財貨・サービスの純輸出）

海外経済の緩やかな回復に伴い輸出が増加する一方、国内需要を反映して輸入が増加することにより、おおむね横ばいとなる（実質経済成長率に対する外需の寄与度▲0.0%程度）。

②実質国民総所得（実質GNI）

交易条件が緩やかに改善することや海外からの所得の増加により、実質国民総所得（実質GNI）は実質GDP成長率を上回る伸びとなる（対前年度比1.6%程度の増）。

③労働・雇用

雇用環境の改善が続く中で、女性や高齢者等を中心とした労働参加の拡大もあり、雇用者数は増加する（対前年度比0.9%程度の増）。完全失業率はやや低下する（2.3%程度）。

④鉱工業生産

国内需要や輸出が増加すること等から、増加する（対前年度比2.4%程度の増）。

⑤物価

消費者物価（総合）上昇率は景気回復による需給の引き締まりの中で1.1%程度となる。こうした中でGDPデフレーターは上昇する（対前年度比1.1%程度の上昇）。

⑥国際収支

海外からの所得の増加等により、経常収支の黒字は増加する（経常収支対名目GDP比3.9%程度）。

- (注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 平成31年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。
- (注2) 世界GDP（日本を除く。）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成29年度 (実績)	平成30年度	平成31年度
世界GDP（日本を除く。）の 実質成長率（%）	3.5	3.6	3.3
円相場（円／ドル）	110.8	111.8	113.4
原油輸入価格（ドル／バレル）	57.1	73.0	68.6

(備考)

1. 世界GDP（日本を除く。）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
 2. 円相場は、平成30年11月1日～11月30日の期間の平均値（113.4円／ドル）で同年12月以降一定と想定。
 3. 原油輸入価格は、平成30年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値（68.6ドル／バレル）で同年12月以降一定と想定。
- (注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

2. 平成 31 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率 1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

2019年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の需要変動を平準化するための十分な支援策を講ずるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019年度・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講ずる。

財政健全化については、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。平成31年度予算は、「新経済・財政再生計画」¹で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

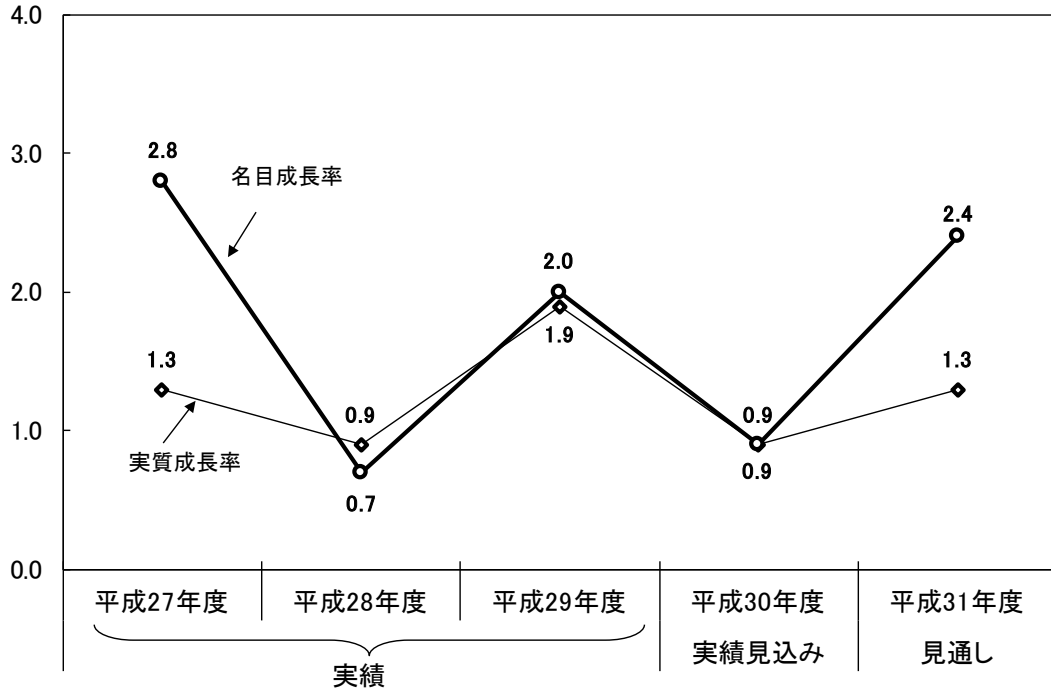
¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）第 3 章

(参考)

主な経済指標

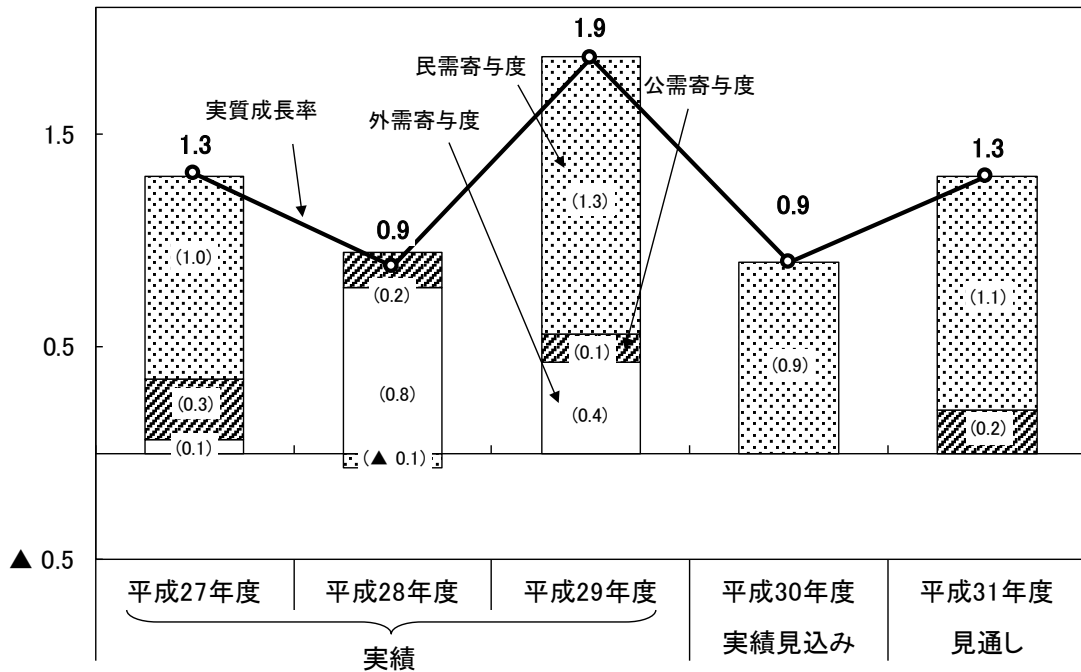
(%、%程度)

1. 国内総生産



(%、%程度)

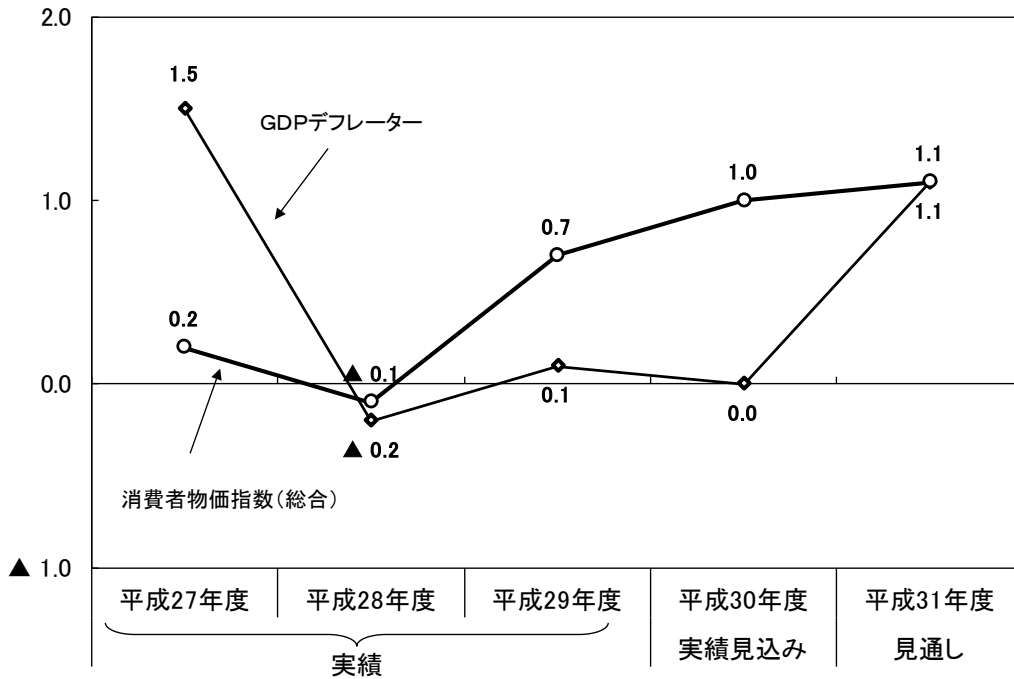
2. 実質成長率と寄与度



※ 民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。()内は寄与度。

(%、%程度)

3. 物価関係指数の変化率

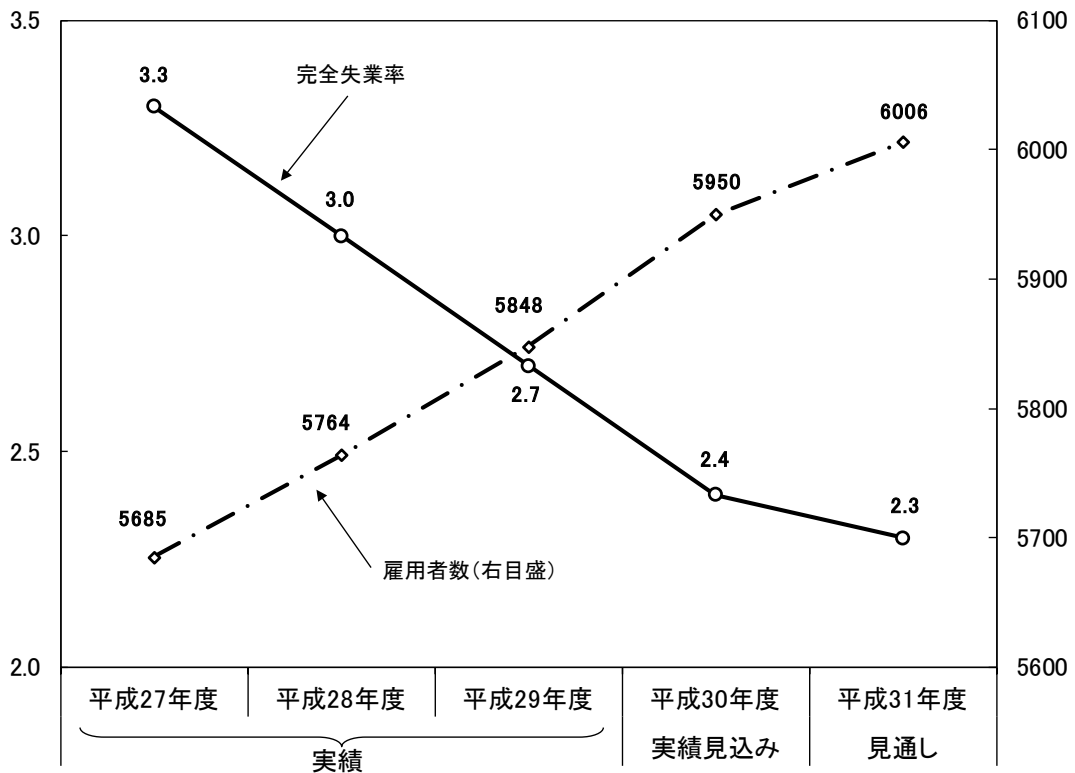


※ 消費税率上げの平成31年度の物価上昇率への影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、消費税率上げに伴い実施される幼児教育無償化の影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では▲0.3%ポイント程度と見込まれる。

(%、%程度)

4. 完全失業率と雇用者数

(万人、万人程度)



平成 31 年度一般会計歳入歳出概算の変更について

（平成 31 年 1 月 18 日
閣 議 決 定）

平成 31 年度一般会計歳入歳出概算（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）
について、別紙のとおり変更する。

平成31年度一般会計歳入歳出概算

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成31年度 概算額 (B) <1月18日>			比較増 △減額 (B-A)	伸 率		
		通 常 分	臨 時・特 別 置 の 措	う ち 通 常 分		う ち 通 常 分		
歳 入							%	%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	590,790	624,950	624,950	—	34,160	34,160	5.8	5.8
2. そ の 他 収 入	49,416	63,016	50,556	12,461	13,601	1,140	27.5	2.3
3. 公 債 金	336,922	326,605	318,786	7,819	△ 10,317	△ 18,136	△ 3.1	△ 5.4
(1) 公 債 金	60,940	69,520	61,701	7,819	8,580	761	14.1	1.2
(2) 特 例 公 債 金	275,982	257,085	257,085	—	△ 18,897	△ 18,897	△ 6.8	△ 6.8
合 計	977,128	1,014,571	994,291	20,280	37,443	17,163	3.8	1.8
歳 出								
1. 国 債 費	233,020	235,082	235,082	—	2,062	2,062	0.9	0.9
2. 一 般 歳 出	588,958	619,639	599,359	20,280	30,680	10,401	5.2	1.8
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,150	159,850	159,850	—	4,701	4,701	3.0	3.0
合 計	977,128	1,014,571	994,291	20,280	37,443	17,163	3.8	1.8

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成31年度一般会計歳出概算所管別内訳

(単位 億円)

所 管 別	前年度予算額 (当初) (A)	平成31年度 概算額 (B) <1月18日>			比較増 △減額 (B-A)	うち通常分	伸 率	
			通常分	臨時・特別 の 措 置				うち通常分
							%	%
皇 室 費	99	117	117	—	19	19	19.0	19.0
国 会	1,426	1,500	1,500	—	75	75	5.3	5.3
裁 判 所	3,212	3,256	3,227	28	44	15	1.4	0.5
会 計 検 査 院	175	177	177	—	2	2	1.3	1.3
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	28,784	32,521	30,575	1,946	3,737	1,791	13.0	6.2
警 察 庁	3,151	3,421	3,297	124	270	146	8.6	4.6
総 務 省	160,969	166,295	166,100	195	5,325	5,131	3.3	3.2
うち地方交付税交付金等	(155,150)	(159,850)	(159,850)	(—)	(4,701)	(4,701)	(3.0)	(3.0)
法 務 省	7,626	8,129	7,730	399	504	105	6.6	1.4
外 務 省	6,967	7,306	7,306	—	339	339	4.9	4.9
財 務 省	251,749	249,744	249,744	—	△ 2,005	△ 2,005	△ 0.8	△ 0.8
う ち 国 債 費	(233,020)	(235,082)	(235,082)	(—)	(2,062)	(2,062)	(0.9)	(0.9)
文 部 科 学 省	52,938	55,287	53,203	2,084	2,349	265	4.4	0.5
厚 生 労 働 省	311,262	320,358	319,641	717	9,095	8,379	2.9	2.7
農 林 水 産 省	21,304	22,361	21,384	977	1,058	81	5.0	0.4
経 済 産 業 省	9,365	12,842	9,337	3,504	3,476	△ 28	37.1	△ 0.3
国 土 交 通 省	59,420	70,223	60,646	9,577	10,804	1,226	18.2	2.1
環 境 省	3,271	3,459	3,238	221	189	△ 32	5.8	△ 1.0
防 衛 省	51,911	52,574	52,066	508	663	155	1.3	0.3
予 備 費	3,500	5,000	5,000	—	1,500	1,500	42.9	42.9
合 計	977,128	1,014,571	994,291	20,280	37,443	17,163	3.8	1.8

(注) 前年度予算額は、31年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

平成31年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

(単位 億円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成31年度 概算額 (B) <1月18日>			比較増 △減額 (B-A)	伸 率		
			通常分	臨時・特別 の 措 置		うち通常分	うち通常分	
							%	%
社会 保 障 関 係 費	329,882	340,593	339,914	679	10,710	10,031	3.2	3.0
文 教 及 び 科 学 振 興 費	53,512	56,025	53,824	2,201	2,513	311	4.7	0.6
うち科学技術振興費	(13,175)	(13,597)	(13,378)	(219)	(423)	(204)	(3.2)	(1.5)
国 債 費	233,020	235,082	235,082	—	2,062	2,062	0.9	0.9
恩 給 関 係 費	2,504	2,097	2,097	—	△ 407	△ 407	△ 16.2	△ 16.2
地 方 交 付 税 交 付 金 等	155,150	159,850	159,850	—	4,701	4,701	3.0	3.0
防 衛 関 係 費	51,911	52,574	52,066	508	663	155	1.3	0.3
公 共 事 業 関 係 費	59,789	69,099	60,596	8,503	9,310	807	15.6	1.3
経 済 協 力 費	5,089	5,021	5,021	—	△ 68	△ 68	△ 1.3	△ 1.3
中 小 企 業 対 策 費	1,771	1,790	1,740	50	19	△ 31	1.0	△ 1.8
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	9,186	9,760	9,104	656	574	△ 82	6.2	△ 0.9
食 料 安 定 供 給 関 係 費	9,924	9,823	9,816	7	△ 101	△ 108	△ 1.0	△ 1.1
そ の 他 の 事 項 経 費	61,888	67,856	60,181	7,675	5,968	△ 1,707	9.6	△ 2.8
予 備 費	3,500	5,000	5,000	—	1,500	1,500	42.9	42.9
合 計	977,128	1,014,571	994,291	20,280	37,443	17,163	3.8	1.8

(注) 前年度予算額は、31年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

(参考)

平成31年度一般会計歳入歳出概算(変更前後比較)

(単位 億円)

区 分	平成31年度 概算額 (A) <12月21日>			平成31年度 概算額 (B) <1月18日>			比較増 △減額 (B-A)	比較増 △減額 (B-A)	
	通常分	臨時・特別 の措置		通常分	臨時・特別 の措置	通常分		臨時・特別 の措置	
歳 入									
1. 租税及印紙収入	624,950	624,950	—	624,950	624,950	—	—	—	—
2. その他収入	63,016	50,556	12,461	63,016	50,556	12,461	0	0	—
3. 公債金	326,598	318,779	7,819	326,605	318,786	7,819	7	7	—
(1) 公債金	69,520	61,701	7,819	69,520	61,701	7,819	—	—	—
(2) 特例公債金	257,078	257,078	—	257,085	257,085	—	7	7	—
合 計	1,014,564	994,285	20,280	1,014,571	994,291	20,280	7	7	—
歳 出									
1. 国債費	235,082	235,082	—	235,082	235,082	—	0	0	—
2. 一般歳出	619,632	599,352	20,280	619,639	599,359	20,280	6	6	—
3. 地方交付税交付金等	159,850	159,850	—	159,850	159,850	—	—	—	—
合 計	1,014,564	994,285	20,280	1,014,571	994,291	20,280	7	7	—

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考)

平成31年度一般会計歳出概算所管別内訳(変更前後比較)

(単位 億円)

所 管 別	平成31年度 概 算 額 (A) <12月21日>			平成31年度 概 算 額 (B) <1月18日>			比 較 増 △ 減 額 (B-A)	通 常 分		臨 時・特 別 の 措 置
	通 常 分	臨 時・特 別 の 措 置	通 常 分	通 常 分	臨 時・特 別 の 措 置	通 常 分		臨 時・特 別 の 措 置		
皇 室 費	117	117	—	117	117	—	—	—	—	
国 会	1,500	1,500	—	1,500	1,500	—	0	0	—	
裁 判 所	3,256	3,227	28	3,256	3,227	28	0	0	—	
会 計 検 査 院	177	177	—	177	177	—	0	0	—	
内 閣・内 閣 本 府 等	32,521	30,575	1,946	32,521	30,575	1,946	0	0	—	
警 察 庁	3,421	3,297	124	3,421	3,297	124	0	0	—	
総 務 省	166,295	166,100	195	166,295	166,100	195	0	0	—	
うち地方交付税交付金等	(159,850)	(159,850)	(—)	(159,850)	(159,850)	(—)	(—)	(—)	(—)	
法 務 省	8,129	7,730	399	8,129	7,730	399	0	0	—	
外 務 省	7,306	7,306	—	7,306	7,306	—	0	0	—	
財 務 省	249,744	249,744	—	249,744	249,744	—	0	0	—	
う ち 国 債 費	(235,082)	(235,082)	(—)	(235,082)	(235,082)	(—)	(0)	(0)	(—)	
文 部 科 学 省	55,287	53,203	2,084	55,287	53,203	2,084	0	0	—	
厚 生 労 働 省	320,351	319,634	717	320,358	319,641	717	6	6	—	
農 林 水 産 省	22,361	21,384	977	22,361	21,384	977	0	0	—	
経 済 産 業 省	12,842	9,337	3,504	12,842	9,337	3,504	0	0	—	
国 土 交 通 省	70,223	60,646	9,577	70,223	60,646	9,577	0	0	—	
環 境 省	3,459	3,238	221	3,459	3,238	221	0	0	—	
防 衛 省	52,574	52,066	508	52,574	52,066	508	0	0	—	
予 備 費	5,000	5,000	—	5,000	5,000	—	—	—	—	
合 計	1,014,564	994,285	20,280	1,014,571	994,291	20,280	7	7	—	

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(参考)

平成31年度一般会計歳出概算主要経費別内訳(変更前後比較)

(単位 億円)

事 項	平成31年度 概 算 額 (A) <12月21日>			平成31年度 概 算 額 (B) <1月18日>			比 較 増 △ 減 額 (B-A)		
	通 常 分	臨時・特別 の 措 置		通 常 分	臨時・特別 の 措 置		通 常 分	臨時・特別 の 措 置	
社会 保 障 関 係 費	340,587	339,907	679	340,593	339,914	679	6	6	—
文 教 及 び 科 学 振 興 費	56,025	53,824	2,201	56,025	53,824	2,201	—	—	—
うち科学技術振興費	(13,597)	(13,378)	(219)	(13,597)	(13,378)	(219)	(—)	(—)	(—)
国 債 費	235,082	235,082	—	235,082	235,082	—	0	0	—
恩 給 関 係 費	2,097	2,097	—	2,097	2,097	—	—	—	—
地方交付税交付金等	159,850	159,850	—	159,850	159,850	—	—	—	—
防 衛 関 係 費	52,574	52,066	508	52,574	52,066	508	0	0	—
公 共 事 業 関 係 費	69,099	60,596	8,503	69,099	60,596	8,503	—	—	—
経 済 協 力 費	5,021	5,021	—	5,021	5,021	—	—	—	—
中 小 企 業 対 策 費	1,790	1,740	50	1,790	1,740	50	—	—	—
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	9,760	9,104	656	9,760	9,104	656	0	0	—
食 料 安 定 供 給 関 係 費	9,823	9,816	7	9,823	9,816	7	—	—	—
そ の 他 の 事 項 経 費	67,856	60,181	7,675	67,856	60,181	7,675	0	0	—
予 備 費	5,000	5,000	—	5,000	5,000	—	—	—	—
合 計	1,014,564	994,285	20,280	1,014,571	994,291	20,280	7	7	—

(注1) 計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成31年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	401,633 億円	394,294 億円	1.9 %
	地 方 譲 与 税	27,123 億円	25,754 億円	5.3 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	4,340 億円	1,544 億円	181.1 %
	地 方 交 付 税	161,809 億円	160,085 億円	1.1 %
	地 方 債	94,282 億円	92,186 億円	2.3 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	32,568 億円	39,865 億円	▲ 18.3 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分 一 般 財 源 充 当 分	▲ 90 億円	▲ 77 億円	16.9 %
	一 般 財 源 充 当 事 業 分	▲ 312 億円	▲ 306 億円	2.0 %
	歳 入 合 計	約 895,900 億円	868,973 億円	約 3.1 %
	「 一 般 財 源 」	627,072 億円	621,159 億円	1.0 %
(水 準 超 経 費 を 除 く)	606,772 億円	602,759 億円	0.7 %	
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 203,300 億円	203,144 億円	約 0.1 %
	退 職 手 当 以 外	約 187,700 億円	187,313 億円	約 0.2 %
	退 職 手 当	約 15,600 億円	15,831 億円	約 ▲ 1.5 %
	一 般 行 政 経 費	約 384,200 億円	370,522 億円	約 3.7 %
	う ち 補 助 分	約 214,800 億円	202,356 億円	約 6.1 %
	う ち 単 独 分	約 141,800 億円	140,614 億円	約 0.8 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 重 点 課 題 対 応 分	2,700 億円	2,500 億円	8.0 %
	公 債 費	約 119,100 億円	122,064 億円	約 ▲ 2.4 %
	維 持 補 修 費	約 13,500 億円	13,079 億円	約 3.2 %
	投 資 的 経 費	約 130,200 億円	116,180 億円	約 12.1 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約 69,100 億円	58,104 億円	約 18.9 %
	う ち 単 独 分	約 61,100 億円	58,076 億円	約 5.2 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	3,000 億円	- 億円	皆増
	公 営 企 業 繰 出 金	約 25,400 億円	25,584 億円	約 ▲ 0.7 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 15,400 億円	15,846 億円	約 ▲ 2.8 %
	水 準 超 経 費	20,300 億円	18,400 億円	10.3 %
	歳 出 合 計	約 895,900 億円	868,973 億円	約 3.1 %
(水 準 超 経 費 を 除 く)	約 875,600 億円	850,573 億円	約 2.9 %	
地 方 一 般 歳 出	約 741,200 億円	712,663 億円	約 4.0 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

平成31年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,049 億円	4,227 億円	▲ 4.2 %
	国 庫 支 出 金	約 6,800 億円	6,688 億円	約 1.7 %
	地 方 債	12 億円	32 億円	▲ 62.5 %
	一 般 財 源 充 当 分	90 億円	77 億円	16.9 %
計		約 11,000 億円	11,079 億円	約 ▲ 0.7 %
歳 出	直 轄 ・ 補 助 事 業 費	約 10,000 億円	9,817 億円	約 1.9 %
	地 方 単 独 事 業 費	853 億円	1,026 億円	▲ 16.9 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	356 億円	403 億円	▲ 11.7 %
	計	約 11,000 億円	11,079 億円	約 ▲ 0.7 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		平成31年度 (見込)	平成30年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	745 億円	728 億円	2.3 %
	一 般 財 源 充 当 分	312 億円	306 億円	2.0 %
	雑 収 入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %
歳 出	公 債 費	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %
	計	1,058 億円	1,035 億円	2.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

平成31年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	平成31年度 当初予算額 A	平成30年度			増 減 額		増 減 率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得 税 (ア)	199,340	190,200	4,550	194,750	9,140	4,590	4.8	2.4
	法 人 税 (イ)	128,580	121,670	1,290	122,960	6,910	5,620	5.7	4.6
	酒 税 (ウ)	12,710	13,110	-	13,110	-400	-400	-3.1	-3.1
	消 費 税 (エ)	193,920	175,580	2,650	178,230	18,340	15,690	10.4	8.8
一 般 会 計	(ア)×33.1%	65,982	62,956	1,506	64,462	3,025	1,519	4.8	2.4
	(イ)×33.1%	42,560	40,273	427	40,700	2,287	1,860	5.7	4.6
	(ウ)×50%	6,355	6,555	-	6,555	-200	-200	-3.1	-3.1
	(エ)×20.8%	40,335	39,154	591	39,745	1,181	590	3.0	1.5
	小 計	155,232	148,938	2,524	151,462	6,294	3,770	4.2	2.5
	前々年度国税4税決算精算分	-	-	2,584	2,584	-	-2,584	-	皆減
	平成20、21、28年度補正予算精算分	-2,355	-2,355	-	-2,355	0	0	0.0	0.0
	小 計(法定率分等)	152,877	146,583	5,108	151,691	6,294	1,186	4.3	0.8
	既往法定加算等	2,633	5,367	-	5,367	-2,734	-2,734	-50.9	-50.9
	臨時財政対策特例加算額	-	1,655	-	1,655	-1,655	-1,655	皆減	皆減
計 (一般会計繰入れ)	155,510	153,606	5,108	158,714	1,904	-3,204	1.2	-2.0	
特 別 会 計	地方法人税法定率分	6,876	6,533	103	6,636	343	240	5.3	3.6
	前々年度決算精算分	-	-	100	100	-	-100	-	皆減
	特別会計借入金償還額	-5,000	-4,000	-	-4,000	-1,000	-1,000	25.0	25.0
	特別会計借入金利子充当分	-792	-804	-	-804	12	12	-1.5	-1.5
	特別会計剰余金の活用	-	750	-	750	-750	-750	皆減	皆減
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	1,000	4,000	-	4,000	-3,000	-3,000	-75.0	-75.0
	前年度からの繰越金	4,215	-	-	-	4,215	4,215	皆増	皆増
	翌年度への繰越金	-	-	-4,215	-4,215	-	4,215	-	皆減
計	161,809	160,085	1,096	161,181	1,724	628	1.1	0.4	

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

2 消費税に乗じる率について平成30年度は22.3%である。

平成31年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交付金名	31年度	30年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	567.6	601.6	△ 34.0	△ 5.7
国有提供施設等所在市町村助成交付金	291.4	283.4	8.0	2.8
施設等所在市町村調整交付金	74.0	72.0	2.0	2.8
電源立地地域対策等交付金	1,119.6	1,178.0	△ 58.4	△ 5.0
特定防衛施設周辺整備調整交付金	371.0	370.2	0.8	0.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	54.1	54.4	△ 0.3	△ 0.6

平成31年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1) 学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
(1) 一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1) 辺地対策	510	485	25	5.2
(2) 過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△ 15	△ 8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合 計	86,688	75,791	10,897	14.4

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨 時 財 政 対 策 債		32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(281)	(276)	(5)	(1.8)
総 計		(281)	(276)	(5)	(1.8)
		120,056	116,456	3,600	3.1
内 訳	普 通 会 計 分	94,282	92,186	2,096	2.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	25,774	24,270	1,504	6.2
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,892	45,848	2,044	4.5
財 政 融 資 資 金		29,507	28,066	1,441	5.1
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,385	17,782	603	3.4
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(281)	(276)	(5)	(1.8)
民 間 等 資 金		72,164	70,608	1,556	2.2
市 場 公 募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀 行 等 引 受		32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成31年度 地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

区 分		都道府県 一般職	公立学校		警 察		市町村 一般職
			義 務 教育職	その他 教育職	警察官	事務職	
長期	給料	129.1176%	115.6398%		141.1413%		126.8632%
	期末手当等	99.1099%					
	公経済	39.7%					
追 加 費 用		40.1%	55.7%	33.3%	35.0%	31.2%	21.2%
短期	給料	67.65%	58.85%		62.03%		71.24%
	短期+福祉	57.85%	50.80%		51.98%		61.91%
	育休介護手当金	0.07%	0.11%		0.04%		0.10%
	介護納付金	9.73%	7.94%		10.01%		8.97%
	特別財政調整	—	—		—		0.26%
	期末手当等	51.92%	50.44%		43.56%		55.66%
	短期+福祉	44.40%	43.54%		36.50%		48.37%
	育休介護手当金	0.05%	0.09%		0.03%		0.08%
	介護納付金	7.47%	6.81%		7.03%		7.01%
	特別財政調整	—	—		—		0.20%
	事 務 費		240円	240円		240円	

(備考) 市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

区 分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
給 付 費	20.9/100	36.9/100	36.9/100
事 務 費	18,293円	11,378円	13,129円

(備考) 「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

平成31年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成31年度 計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	9	30	△ 21	△ 70.0
	災害復旧事業	10	9	1	11.1
	一般単独事業	3	2	1	50.0
公営企業債					
	下水道事業	6	12	△ 6	△ 50.0
国の予算等貸付金債		(5)	(4)	(1)	(25.0)
総 計		28	53	△ 25	△ 47.2
内 訳	普 通 会 計 分	12	32	△ 20	△ 62.5
	公 営 企 業 会 計 等 分	16	21	△ 5	△ 23.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	36	△ 16	△ 44.4
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	8	17	△ 9	△ 52.9
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(5)	(4)	(1)	(25.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。